高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備地域活動支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付目的及び交付対象事業）

第２条　知事は、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進を図る観点から、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年３月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和５年３月30日付け４林政経第899号林野庁長官通知）（以下「国実施要領」という。）及び高知県森林整備地域活動支援交付金実施要領（平成16年５月10日付け16高森推第69号森林局長通知。以下「県実施要領」という。）に基づき、市町村又は市町村との協定に基づき地域活動を行う者（以下「交付対象者」という。）が行う交付金事業に要する経費及び交付金の交付の適正かつ円滑な実施のため市町村が行う事務に要する経費に対し、予算の範囲内で市町村に対し交付金を交付するものとする。

（交付対象事業の内容）

第３条　前条に規定する交付対象事業（以下「交付事業」という。）の区分及び交付額は別表第１に定めるとおりとする。また、交付事業の対象となる経費は別表第２に定めるとおりとする

（交付金の交付申請）

第４条　市町村長は交付金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式により交付申請書を知事に提出しなければならない。

２　市町村長は、前項の規定による書類の提出に当たって、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるもの

ただし、推進事務を実施する場合にあっては、別記第２号様式による推進事務実施計画書

（２）交付対象者にかかる納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）

ただし、県税の納税義務がない場合にあっては、その旨の申立書

（３）別記第３号様式による税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書

（４）県実施要領に規定する別紙様式第１による「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」

ただし、過去１年以内に当該交付対象者が他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写し

（５）県実施要領に規定する別紙様式第２による「みどりチェック」チェックシート

（交付決定の通知）

第５条　知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきと認めたときは速やかに交付決定を行い市町村長に対しその旨を

通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　交付金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）交付金に係る規則、この要綱等の規定に従わなければならないこと。

（２）交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（３）交付事業の実施に当たっては、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（４）補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（５）交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、知事の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数その他必要な事項）が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事による交付金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとすること。

ア　担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等を乗じた金額を納付すること。

イ　本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

（６）前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（７）補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（８）交付金の交付に際しては、交付対象者に対して、県税等の滞納がないことを確認しなければならないこと。

２　市町村長は、交付金の交付に際しては、交付対象者に対して、以下に掲げる各号の条件を付さなければならない。

（１）交付対象者は、交付金の交付に際しては、前項第１号から第８号に準じるべきこと。

（２）交付対象者は、交付金を申請するに当たり、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行わない旨を約

した誓約書（別添１様式）を市町村長に提出すること。
（３）交付対象者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付対象者の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
（４）交付対象者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、「契約に係る指名停止等に関する申立書」（別添２様式）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならないこと。

（計画変更、中止又は廃止の承認）
第７条　市町村長は、規則第５条第１項第１号又は第３号の規定により知事の変更（中止・廃止）承認を受けようとする場合は、別記第４号様式による交付金変更（中止・廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。
２　前項の変更（中止・廃止）承認を必要とする事項は、交付金額の増額、30パーセント又は100万円を超える減額並びに事業の中止・廃止に該当する場合とする。

（状況報告）
第８条　知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、市町村長に対して当該補助事業等の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）
第９条　市町村長は、交付金の概算払を請求しようとするときは、別記第５号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求ができるのは別表第１の地域活動に係る経費に限定するものとする。

（実績報告）
第10条　規則第11条第１項の交付事業等実績報告書の様式は、別記第６号様式によるものとし、交付事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）
第11条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）交付金に係る規則、この要綱の規定に違反した場合
（２）交付金の交付の決定に関して付した条件に違反した場合
（３）県実施要領に規定する交付金の返還等が生じた場合
２　知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に関する部分に対する交付金が既に市町村長に交付されているときは、当該市町村長に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（グリーン購入）
第12条　交付事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）
第13条　補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地

産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報公開）
第14条　交付事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）
第15条　この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
１　この要綱は、令和元年７月16日から施行する。
２　この要綱は、令和10年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第６条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附　則
この要綱は、令和２年５月28日から施行する。
附　則
１　この要綱は、令和２年6月19日から施行する。
２　交付要綱第３条別表第１の区分「森林境界の明確化」のうち（１）の（ウ）については、令和２年度に限る。
附　則
この要綱は、令和３年５月13日から施行する。
附　則
この要綱は、令和４年５月31日から施行する。
附　則
この要綱は、令和５年９月15日から施行する。
附　則
この要綱は、令和６年７月31日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年５月14日から施行する。
附　則
この要綱は、令和８年８月17日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区　　分		交　付　額
地域活動（対象行為）	森林経営計画作成促進	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）経営委託　　交付単価 42,000円/ha （イ）共同計画等　交付単価　9,000円/ha （ウ）間伐促進　　交付単価 33,000円/ha （エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）。 交付単価 12,000円/ha
	森林境界の明確化	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 （ア）地上法（簡易な測量） 交付単価 46,500円/ha （イ）地上法（精度の高い測量：性能の高い機器を用いて森林境界の測量及び基準点等と結合する測量） 交付単価 60,000円/ha （ウ）航測法（リモセンデータを活用した境界の測量） 交付単価 64,500円/ha （エ）不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に（ア）から（ウ）に加算される額） 交付単価 12,000円/ha （オ）森林境界案の作成 交付単価 42,000円/ha
	森林所有者の探索	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積に交付単価を乗じて得た額以内。 森林所有者の探索　　交付単価 4,500円/ha
	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	地域活動に要した額。ただし、県実施要領第２の別表第１の対象森林のうち積算基礎森林の面積（森林経営計画作成・森林境界の明確化に係る交付金の積算基礎森林とした森林面積）に交付単価を乗じて得た額以内。 交付単価 39,000円/ha
推進事務	（１）推進事務 （２）確認事務 （３）交付事務	地域活動に要した交付金の合計額に２パーセントを基準に、交付実績及び説明会の開催数や確認事務の実施量等を勘案し調整した額とする。

別表第２（第３条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>対象経費</th></tr>
<tr><td rowspan="4">地域活動（対象行為）</td><td>森林経営計画作成促進</td><td rowspan="4">人件費、技術者給、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品・資機材購入費</td></tr>
<tr><td>森林境界の明確化</td></tr>
<tr><td>森林所有者の探索</td></tr>
<tr><td>森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備</td></tr>
<tr><td>推進事務</td><td>（１）推進事務
（２）確認事務
（３）交付事務</td><td>人件費：会計年度任用職員人件費
賃　金：臨時雇用賃金
委託費：現地確認等補助作業及び地域説明会委託費
印刷費：資料等印刷費
会議費：茶菓等購入費、会場借料等
旅　費：指導・調査旅費、連絡旅費
連絡費：郵送料等
賃借料：自動車、パソコン等賃借料
消耗品費：消耗品購入費</td></tr>
</table>

別表第３（第６条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。 ２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。 ３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。 ４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。 ５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。 ６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。 ７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。 ８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。 ９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。 10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第１号様式（第４条関係）

番　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村 長

令和　　年度高知県森林整備地域活動支援交付金交付申請書

令和　年度において事業を実施したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業の目的

２　事業計画書及び収支予算書（別紙１のとおり）

３　事業着手予定年月日　　令和　　年　　月　　日

４　事業完了予定年月日　　令和　　年　　月　　日

５　添付資料
(1) 協定書の写し及び実施計画書等の事業内容が分かるもの
ただし、推進事務を実施する場合は、推進事務実施計画書（第２号様式）
(2) 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの
（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）
ただし、県税の納税義務がない場合は、その申立書
(3) 税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（第３号様式）
(4) 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】）チェックシート」（県実施要領別紙様式第１）
(5) 「みどりチェック」チェックシート（県実施要領別紙様式第２）

別紙（別記第１号様式関係）

Ⅰ　森林整備地域活動支援交付金

１　事業計画書

（単位：ha、円）

区　分			積算基礎森林面積		交付額	交付額内訳			
						県交付金			市町村負担金
						国費	県費	小計	
森林経営計画作成促進	経営委託		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	共同計画等		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	間伐促進		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	計		実施面積						
			うち不在村加算面積						
森林境界の明確化	地上法（簡易な測量）		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	地上法（精度の高い測量）		実施面積						
			うち不在村加算面積						
	航測法	リモセンデータを活用した測量	実施面積						
			うち不在村加算面積						
		森林境界案の確定	実施面積						
	森林境界案の作成		実施面積						
	計		実施面積						
			うち不在村加算面積						
森林所有者の探索			実施面積						
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進		実施面積						
	森林境界の明確化		実施面積						
	計		実施面積						
合　計									

（注）１「積算基礎森林面積」は、小数点以下第２位まで記入してください。

２「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

３「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

２　収支予算

（１）収入の部

（単位：円）

区　分	予　算　額	備　考
県交付金		
市町村費		
合　計		

（２）支出の部

（単位：円）

区　分	予　算　額	備　考
森林経営計画作成促進		
森林境界の明確化		
森林所有者の探索		
森林経営計画作成森林境界の明確化に向けた条件整備		
合　計		

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長

Ⅱ　森林整備地域活動支援交付金（推進事務事業）

1　事業計画書

確認事務	交付事務	推進事務	
		地域説明会	その他
書類審査（件）	交付件数（件）	開催回数	

2　経費の配分　（単位：円）

区　分	事業費 （A）＋（B）	負　担　区　分		
		県交付金 （A）	市町村費 （B）	備考
（1）確認事務費				
（2）交付事務費				
（3）推進事務費				
計				

3　収支予算

（1）収入の部　（単位：円）

区　　分	予算額	備考
県交付金		
市町村費		
合　　計		

（2）支出の部　（単位：円）

区　　分	確認事務費	交付事務費	推進事務費	計	備考
人　件　費					
賃　　金					
委　託　費					
印　刷　費					
会　議　費					
旅　　費					
連　絡　費					
賃　借　料					
消 耗 品 費					
計					

この収支予算書は、原本と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

市町村長

別記第２号様式（第４条関係）

森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画書

（市町村推進事務分）

１　森林整備地域活動支援対策推進事務実施計画の概要

別表記載のとおり。

２　推進計画

地域説明会の開催計画

開　催　時　期	説　明　内　容	備　考

３　確認計画

⑴書類審査計画

①　「森林経営計画作成促進」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

②　「森林境界の明確化」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

③　「森林所有者の探索」に係るもの

協 定 数	審　査　件　数	備　考

④　「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	審査箇所数	協定者締結者数	審　査　件　数	備　考

（２）現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備　考

（注）１ 確認の時期は、「○月末」等と記入する。
２ 確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
３ 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

４　交付計画

（１）　「森林経営計画作成促進」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考
	0.00ha	円	

（２）「森林境界の明確化」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考
	0.00ha	円	

（３）「森林所有者の探索」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考
	0.00ha	円	

（４）「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係る支払計画

支　払　先	交付対象面積	交　付　額	備　考
	0.00ha	円	

別表（別記第２号様式関係）
実施計画概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
					－				
					－				
					－				

（注） 実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入する。

別記第３号様式（第４条関係）

誓約書兼同意書

私は、高知県森林整備地域活動支援交付金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について市町村に提供することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
・農業改良資金貸付金償還金
・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和　　年　　月　　日

高知県知事　　様

所在地　●●市●●番地

（代表者　職名）　氏名　**（自署の場合は押印不要）**

別記第４号様式（第７条関係）

番　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村長

令和　年度高知県森林整備地域活動支援交付金変更（中止・廃止）承認申請書

令和　年　月　日付け高知県指令　　第　　号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました交付金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第７条第１項の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　事業計画書　（別紙のとおり）

（注）１ 記載事項については、第１号様式に準ずるものとしてください。
２ 変更後の内容を比較対象することができるように作成するものとし、変更に関する部分についてのみ変更前の内容を上段に括弧書きで記入してください。

３　収支予算（別紙のとおり）

４　事業完了予定年月日　　令和　年　月　日

別記第５号様式（第９条関係）

第　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村長

令和　　年度高知県森林整備地域活動支援交付金概算払請求書

令和　年　月　日付け高知県指令　　第　　号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました令和　年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、高知県補助金等交付規則第14条ただし書及び高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第９条の規定により、下記により金　　円を概算払により交付されるよう請求します。

記

事業概算払請求額及び予定出来高

区分	事業費	交付金 交付決定額	既受領 交付金額	今回請求額	月　日 までの 予定出来高	残高	備考
	円	円	円	円	%	円	
森林経営計画 作成促進		0			#DIV/0!	0	
森林境界の 明確化		0			#DIV/0!	0	
森林所有者の探索		0			#DIV/0!	0	
森林経営計画作成 森林境界の明確化 に向けた条件整備		0			#DIV/0!	0	

（注）１　「予定出来高」欄は、小数点第２位切り捨て小数点第１位止めとしてください。

別記第６号様式（第10条関係）

第　　号
令和　年　月　日

高知県知事　　様

市町村長

令和　年度高知県森林整備地域活動支援交付金実績報告書

令和　年　月　日付け高知県指令　　第　　号で交付金の（変更）交付の決定通知がありました令和　年度高知県森林整備地域活動支援交付金について、下記のとおり事業を実施しましたので、高知県森林整備地域活動支援交付金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

記

１　事業実績（別紙のとおり）

２　収支精算（別紙のとおり）

３　事業完了年月日　　令和　　年　　月　　日

別紙 （別記第６号様式関係）

１．積算基礎森林面積及び交付額

（単位：ha、円）

区　分				積算基礎森林面積		事業費 A=B+G	交付額 B=E+F	経費内訳				
								県交付金			市町村負担金 F	その他負担金 G
								交付金 C	県負担金 D	小計 E=C+D		
森林経営計画作成促進	経営委託			実施面積								
				合意が得られた面積								
				成果を提供した面積								
				うち不在村加算面積								
	共同計画等			実施面積								
				合意が得られた面積								
				成果を提供した面積								
				うち不在村加算面積								
	間伐促進			実施面積								
				合意が得られた面積								
				成果を提供した面積								
				うち不在村加算面積								
	計			実施面積								
				合意が得られた面積								
				成果を提供した面積								
				うち不在村加算面積								
森林境界の明確化	森林境界の測量	地上法（簡易な測量）		実施面積								
				うち不在村加算面積								
		地上法（精度の高い測量）		実施面積								
				うち不在村加算面積								
		航測法	リモセンデータを活用した測量	実施面積								
				うち不在村加算面積								
			森林境界案の確定	実施面積								
	森林境界案の作成			実施面積								
	計			実施面積								
				うち不在村加算面積								
森林所有者の探索				実施面積								
森林経営計画作成森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画作成促進			実施面積								
	森林境界の明確化			実施面積								
	計			実施面積								
合　計												

（注）１「積算基礎森林面積」は、小数点以下第２位まで記入してください。
２「森林経営計画作成促進」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。
３「森林境界の明確化」における「積算基礎森林面積」欄について、県実施要領第２の別表第１に定める森林の面積の内訳を記載し、交付単価の加算が適用される森林の面積を内書きで記載してください。

２．推進事務における地域説明会の開催実績

開催時期	説　明　内　容	備　考

３．確認実績

（１）書類審査実績

ア　「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定数	審査件数	備考

イ　「森林境界の明確化」に係るもの

協定数	審査件数	備考

ウ　「森林所有者の探索に係るもの

協定数	審査件数	備考

エ　「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に係るもの

協定数	実施箇所数	協定締結者数	審査件数	備考

（2）現地確認実績

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

（注）　1　確認の時期は、「○月末」等と記入する。
　　2　確認体制は、「職員○班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
　　3　確認の方法は、「現地検査」、「目視調査」等と記入する。

4．森林整備地域活動支援交付金推進事務実施実績の概要

事業実施主体	区分	事業の内容	実施量	単価	推進事業費	負担区分			備考
						国費	県費	市町村費	
					－	－	－	－	－
					－	－	－	－	－
					－	－	－	－	－

（注）　実施量には、回数、件数、部数、人数等を記入する。

5．収支精算

（1）収入の部

区　分	予　算　額	精　算　額	差引額	備考
県交付金				
うち 推進事務事業費				
市町村費				
合　計				

（2）支出の部

区　分	予　算　額	精　算　額	差引額	備考
森林経営計画 作成促進				
森林境界の明確化				
森林所有者の探索				
森林経営計画作成 森林境界の明確化 に向けた条件整備				
推進事務				
合計				

（3）県交付金精算

県交付金 交付決定額	精算交付金総額	交付単価及び 積算基礎森林面積	精算県交付金額	既受領県交付金額	差引き未受領 県交付金額
				－	

別添１様式

誓約書

令和　年　月　日

市町村長　様

事業者等名
住所　　●●市●●番地
氏名又は名称及び代表者名

　は、交付金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。

別添２様式

令和　年　月　日

市町村長　様

所在地　　●●市●●番地
商号又は名称
代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注１）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注２）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注３）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注４）間接補助事業者等に対する申立ての場合であって、補助事業者等である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。